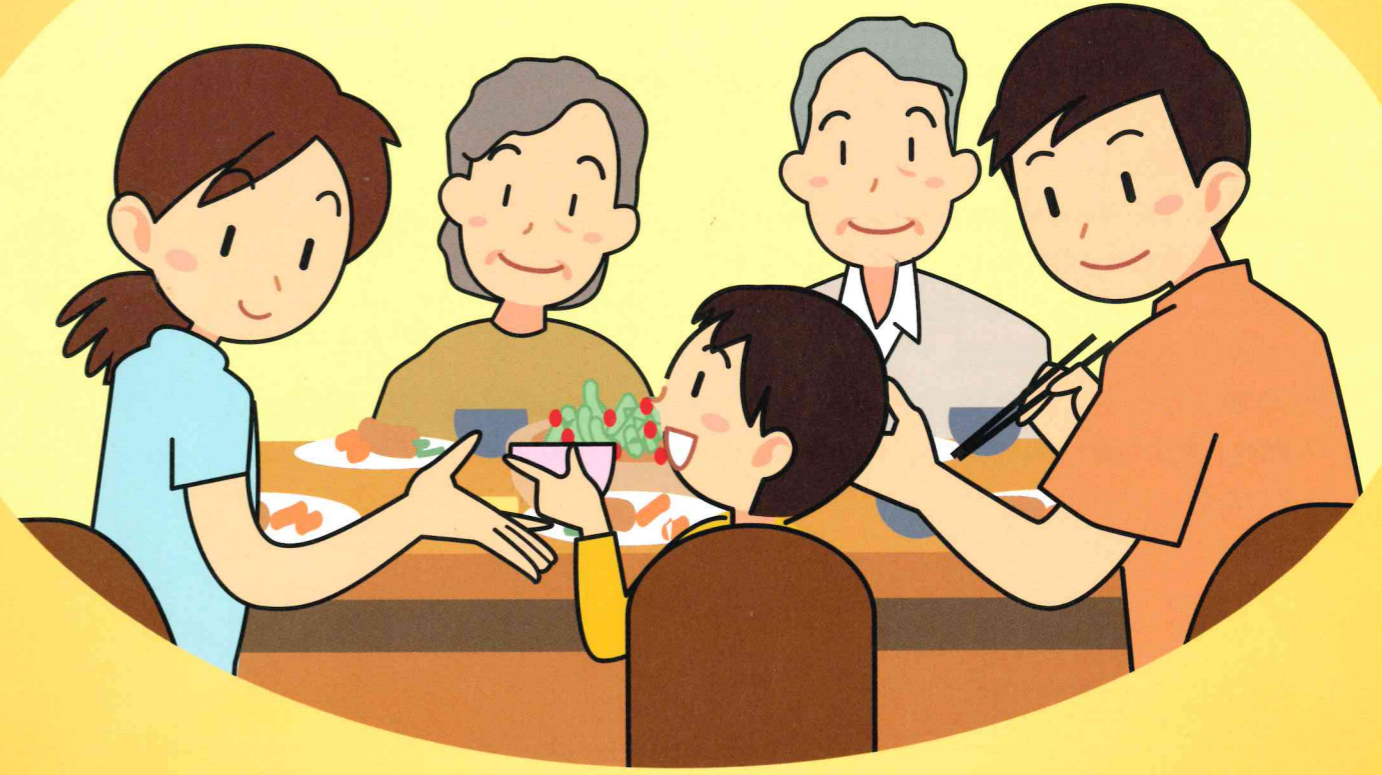


金沢市 食の安全・安心行動計画

(第2次)



本市の食の安全・安心に関する課所

【産業局】		【福祉健康局】		【教育委員会】	
農業総務課	TEL 220-2213	長寿福祉課	TEL 220-2288	教育総務課	TEL 220-2431
農業センター	TEL 249-2744	こども福祉課	TEL 220-2299	学校職員課	TEL 220-2445
中央卸売市場	TEL 220-2711	泉野福祉健康センター	TEL 242-1131	学校指導課	TEL 220-2436
		元町福祉健康センター	TEL 251-0200	金沢市教育プラザ富樫	TEL 243-1054
		駅西福祉健康センター	TEL 234-5103		
【市民局】					
市民参画課	TEL 220-2026	保健所 地域保健課	TEL 234-5102		
消費生活センター	TEL 232-0070	衛生指導課	TEL 234-5112		
近江町交流プラザ	TEL 260-6722	(食品安全対策室)			
		食肉衛生検査所	TEL 257-1402		

平成22年4月 金沢市

用語	用語説明
B BSE	牛の脳に空洞が生じ海绵状(スポンジ様)に変化することから、「牛海绵状脳症」の病名が付けられています。異常プリオン(伝達性のタンパク質)がこの病気の原因物質とされ、感染した牛等の反芻動物の脳に蓄積し、脳や脊髄等から製造された肉骨粉等の飼料を与えたことで感染が広まったと考えられています。
H HACCP	食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つです。原料から製品までの製造の各工程で発生する危害の可能性を分析し、その防止措置を定め、なかでも重要な工程を重点的に管理することで製品の安全性を確保します。従来の製品検査等を重視した衛生管理ではなく、工程管理に重点を置いています。
J JAS法 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)	農林物資の品質の改善・消費の合理化等を目的としています。農林物資の規格を定め、これに合格した製品に「JASマーク」をつけることを定めた日本農林規格制度と、一般消費者の商品選択に役立てることを目的とした食品表示を製造者・販売者に義務づけた品質表示基準制度等について規定しています。
あ アレルギー物質 (食物アレルギー)	食物を摂取することで、その食物を抗原異物と判断して発生する健康障害を食物アレルギーといい、体内で抗体が作られ、その後の抗原の侵入に過敏に反応し、じんま疹や口唇の腫れ、嘔吐など比較的軽度の症状から、血圧低下や呼吸困難、意識障害等の重篤なものまで様々な症状が現われます。 このアレルギーの原因となる食物抗原を特にアレルギー物質といい、発症例の多寡やその重篤度により、食品衛生法で表示が義務づけられたり、表示が奨励されています。 ①表示が義務づけられているもの(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生) ②表示が奨励されているもの(あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)
い 石川県食の安全・安心の確保に関する基本方針	食品流通の国際化、食品の製造加工技術の高度化等の食を取り巻く環境の変化や牛乳事故、BSE等の食をめぐる様々な問題の発生と、それにとまなう消費者の不安の高まりに対し、石川県における食の安全・安心の実現を目指して、平成16年2月に策定されました。 食の安全確保を第一に、効果的な食のリスクコミュニケーションの実施が安心につながるという考え方で、県民の生命・健康を守る観点を最優先に、生産者・事業者、消費者及び行政の責務を明示し、生産から消費の各段階で県が実施すべき施策の方向性を定めています。
い 遺伝子組換え作物(食品)	遺伝子組換え技術を利用して開発された食品のことです。遺伝子組換え技術とは、ある生物の遺伝子の一部を取り出し、他の生物の遺伝子に組み入れる技術で、生物の性質を改良し、栄養成分に富む農作物や、病害虫に強い農作物の開発等に利用されています。 厚生労働省の安全性審査を受けていない遺伝子組換え作物やこれらを原材料とした食品の輸入・販売等が禁止されており、また、JAS法や食品衛生法で、遺伝子組換え作物(食品)については、原則として、遺伝子組換えである旨の表示が義務づけられています。
な 残留農薬	作物(食品)に含まれる使用された農薬のことで、農薬が残留した食品の摂取により人の健康を損なうことがないよう、農産物に残留する農薬成分の量の限度が食品衛生法で定められており、一般に「残留農薬基準」と呼ばれています。これを超える農薬が残留する農産物は、販売等が禁止されています。
自主衛生管理認証制度	食品関係の営業者が日々取り組んでいる自主的な衛生管理を積極的に評価する仕組みとして、平成19年度から金沢市が独自に創設した制度です。施設・設備の洗浄や消毒などの衛生管理をマニュアル化し、その実施状況が、金沢市が定める基準を満たしていると認められる施設を申請により認証するものです。これを広く市民に公表することにより、食品営業施設全体の衛生水準の向上を図る事を目的としています。
収去検査	食品衛生法に基づき、食品の安全確保や食中毒等の原因究明のために保健所等が行う食品検査です。
食育	健全な食生活のため、食品や食糧の生産・食文化等について知るとともに、食品を選ぶ力、調理する力、食べ方、味覚等を育て、豊かな食生活の楽しみを知り、それを支える環境や社会について学ぶことです。
し 食鳥処理場	鶏、あひる等の食鳥を処理するため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づいて都道府県知事又は中核市長が許可した施設で、獣医師が1羽ごとの検査をしています。 このうち、処理羽数が年間30万羽を超えない施設を、事業者が定めた処理方法の規定が法の基準に適合しているとして許可された施設を「認定小規模食鳥処理場」といいます。獣医師又は厚生労働大臣認定の講習を受けた者が、1羽ごとの検査を行っています。
食品安全基本法	食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的に平成15年5月に制定されました。基本理念や施策策定の基本的な方針、行政や食品等事業者の責務や消費者の役割を定めるとともに、食品の科学的なリスク評価と行政への提言を行う、行政から独立した食品安全委員会の設置を定めています。
食品衛生監視指導計画	食品衛生法の規定に基づき、地域の実状を踏まえて、都道府県、中核市等が毎年策定する食品衛生に関する監視指導や食品検査の計画です。市民等の意見の反映及び相互理解を得るため、この計画及びその実施状況を公表することになっています。
食品衛生法	「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図る」ことを目的とした法律で、行政、食品等事業者の責務を明確化するとともに、人の健康を損なう恐れのある食品の製造・販売等の禁止、食品添加物・容器包装等の基準、食品の表示基準、飲食店等の営業施設の基準、検査、各自治体の監視指導計画策定等について規定しています。
と と畜場	牛、馬、豚、めん羊、山羊を食用として処理するために都道府県又は中核市等の許可を受けた施設です。これらの獣畜を食用とするには、この施設で処理し、検査員(獣医師)の1頭毎の検査を受けることが、法律で義務づけられています。
の 農業取締法	農業について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農業の品質の適正化と、安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康の保護、生活環境の保全に寄与することを目的としています。農業の登録制度、使用方法、表示、検査等について規定しています。
り リスクコミュニケーション	食品の摂取により生じる健康への悪影響について、その発生頻度や度合いを分析・評価する過程や、その悪影響を軽減する施策を検討する段階で、行政、生産者・加工者等の事業者、消費者、研究者等関係者の間で情報や意見を交換することです。

本計画に関する問い合わせ先: 金沢市保健所衛生指導課(TEL 234-5112)

1 計画の趣旨

平成17年4月、本市は「食の安全・安心行動計画」を取りまとめ、それまでのBSE牛の発生や残留農薬、無登録農薬などの食の安全性や信頼を揺るがす事態に関する消費者の不安を払拭するため、消費者の視点に立った施策を展開してきました。

しかし、この間も中国製冷凍ギョウザや事故米の不正転用事件、原産地偽装や賞味期限等の表示問題など、広域流通食品に関する問題事案に対する情報の共有や迅速な対応が求められました。

こうしたことから、引き続き、「食」の安全を確保し、市民の「食」に対する不安を払拭するため、平成22年度以降の金沢市食の安全・安心行動計画(第2次)を取りまとめるものです。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、食品安全基本法の基本理念に則り、さらに「石川県食の安全・安心の確保に関する基本方針」の「第一に食の安全の確保、そして効果的な情報交換の実施による安心」という考え方に基づいたものとしています。

前計画が、中核市として行い得る施策を概ね網羅していたことと、これらの施策は継続して行わなければならないものであることから、その内容を概ね踏襲しながら、本市が平成22年度から平成26年度までの5年間に、食の安全・安心の確保に関して総合的に取り組むため、関係各課が計画的に展開する施策を取りまとめたものです。

具体的には、この計画の施策を「安全を確保するための方策」と「安心を確保するための方策」の2つに区分し、そのなかに体系的に施策を盛り込みました。

策定にあたっては、「金沢市食の安全・安心懇話会」や消費者及び食品等事業者等との意見交換、また、パブリックコメントを実施し、幅広く意見を聴取していますが、社会情勢の変化や計画の進捗状況を適宜確認しながら、見直しを行うこととしています。

3 計画の期間

平成22年度から平成26年度(5年間)

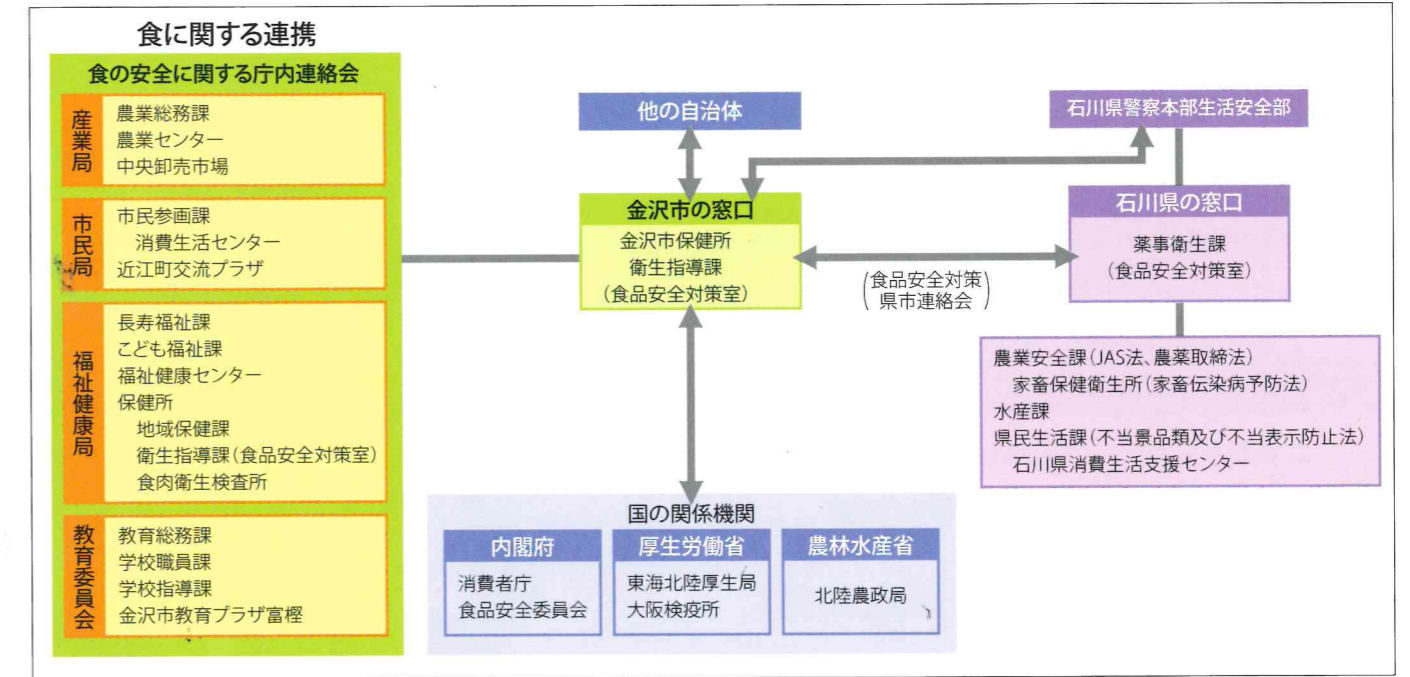


4 関係機関との連携

行動計画を推進していくにあたり、庁内関係各課及び関係機関との連携を図ります。

(1) 庁内各課との連携

「食の安全に関する庁内連絡会」を構成する関係各課と情報交換を行い、連携を図って行きます。



(2) 国、石川県等との連携

食品衛生法を所管する厚生労働省や石川県健康福祉部、関係自治体との情報交換や連携を密にするとともに、JAS法、家畜伝染病予防法、農薬取締法等を所管する農林水産省北陸農政局や石川県農林水産部、食品表示に関連する法律を共同所管する消費者庁、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)を所管する石川県県民文化局、石川県警察本部生活安全部なども情報交換を行い連携を図ります。

5 行動計画の主要施策

1 安全を確保するための方策

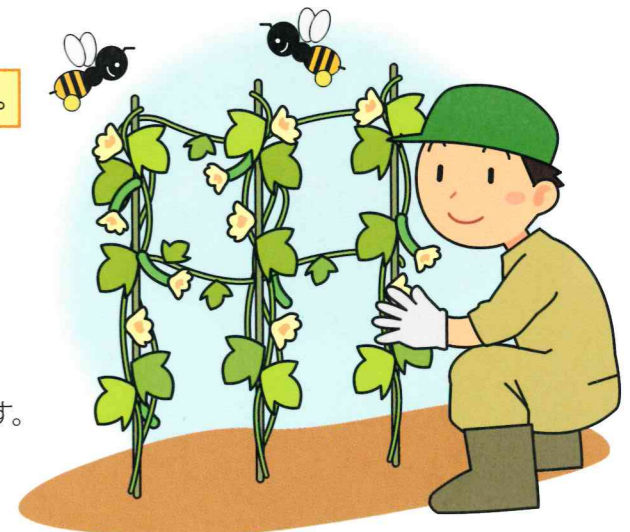
(1) 生産段階での安全確保

施策の方向 ●安全な農畜水産物の生産と供給を目指します。

【具体的な取組み】

- ・農薬の適正使用の推進と使用履歴の記録の啓発
- ・生物農薬や有機農産物栽培など環境にやさしい農業の普及
- ・畜産物トレーサビリティシステムの継続支援
- ・水産動物用医薬品の適正使用の指導

等を行うことにより、安全な農畜水産物の生産と供給を目指します。



(2) 製造・加工、流通、販売段階での安全確保

施策の方向

- 製造・加工、流通、販売施設の衛生管理の徹底を図ります。
- 食品などの検査体制の強化、充実を図ります。
- 食品表示の適正化を推進します。
- 食品等事業者の意識の向上を目指します。

① 製造・加工、流通、販売施設の衛生管理の徹底

【具体的な取組み】

- ・食品衛生監視指導計画に基づく製造・加工、流通、販売施設や食肉、食鳥処理施設の監視指導
- ・広域流通食品に関する問題発生時の情報収集と監視指導の強化
- ・特定給食施設(学校、保育所・幼稚園、社会福祉施設等)の衛生管理の徹底
- ・牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査の実施
- ・食品等事業者の自主的な衛生管理の推進



② 食品などの検査体制の強化、充実

【具体的な取組み】

- ・食中毒防止に係る微生物等の検査の強化、充実
- ・国産や輸入食品の残留農薬、動物用医薬品、食品添加物、化学物質等の検査の強化

③ 食品表示の適正化

【具体的な取組み】

- ・国や県との連携による食品衛生法、JAS法等に基づく表示の監視指導
- ・国や県との連携による食品の表示講習会の実施



④ 食品等事業者の意識の向上

【具体的な取組み】

- ・食品関係法令の趣旨等の徹底による食品等事業者の意識の向上
- 等を行うことにより、食品の安全性の確保を目指します。

(3) 消費段階での安全確保

施策の方向

- 家庭での食中毒予防を推進します。

【具体的な取組み】

- ・広報や地域での食品安全教室による食中毒予防の啓発を行うことにより、家庭を原因とする食中毒の発生防止を推進します。



2 安心を確保するための方策

施策の方向

- 食に関する情報収集・提供の充実を図ります。
- 食に関する相談窓口の対応の強化を図ります。
- 食育の取組みでの食の安全情報の提供を推進します。

① 食に関する情報収集・提供の充実

【具体的な取組み】

- ・広域流通食品に関する問題発生時の情報収集と情報提供による不安の払拭
- ・各種情報媒体を利用した情報提供や地域での食品安全教室の開催

② 食に関する相談窓口の対応の強化

【具体的な取組み】

- ・相談窓口を開設し、事業者及び消費者からの食に関する相談に対応
- ・消費生活センターと保健所との連携による相談対応の充実

③ 食育の取組みでの食の安全情報の提供

【具体的な取組み】

- ・保育所や学校教育分野での食育の取組みの充実
- ・伝統食の普及や高齢者、子育て等での食生活改善の推進
- ・地場農産物のPR活動による地産地消の推進

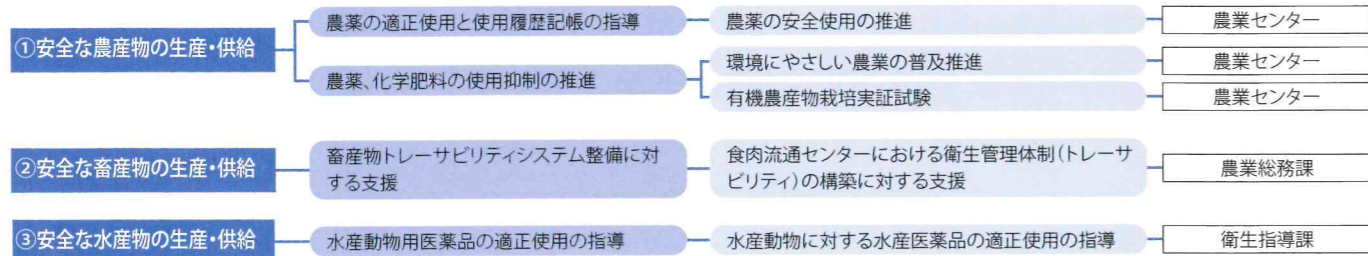
等を行うなかで食の安全情報を提供することにより、食の安心につなげます。



6 行動計画の体系

1 安全を確保するための方策

(1) 生産段階での安全確保



(2) 製造・加工、流通、販売段階での安全確保



(3) 消費段階での安全確保



2 安心を確保するための方策

